

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第 8 条第 2 項の規定により当市内に居住する者等は本公告の日から 4 月以内に、店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から、市に対し意見書を提出することができる。

平成 30 年 5 月 25 日

新潟市長 篠田 昭

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名称 西野中野山ショッピングセンター

所在地 新潟市東区若葉町 1 丁目 19 番 66 号

設置者 株式会社ムラキ不動産商会

2 変更しようとする事項

(1) 駐輪場の位置

(変更前) 届出書に添付された図面のとおり

(変更後) 届出書に添付された図面のとおり

3 変更する年月日

平成 30 年 5 月 8 日

4 変更しようとする理由

現在、駐車台数が不足しているという状況の中で、新たに駐車場を設置するにあたり、既存の駐輪場の位置を変更する必要があるため。

5 届出年月日

平成 30 年 5 月 7 日

6 縦覧場所

新潟市経済部商業振興課及び新潟市東区役所地域課

7 縦覧期間

平成 30 年 5 月 25 日から平成 30 年 9 月 25 日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項, 意見書の提出方法その他の問い合わせ先
商業振興課商業振興係

電 話 025-226-1633

Eメール shogyo@city.niigata.lg.jp